様式3

随意契約理由書

担当課

高齢者福祉課

契約内容	契約件名	館山市高齢者等配食サービス事業委託(単価契約)
	業務概要	日常生活に支障のある高齢者及び心身障害者に対し、栄養バランスの整った昼食の配食サービスを行うとともに、安否確認を実施する。
	契約金額	執行予定額 33,920,000円 1食当たりの単価 848円 配食予定数 20,000食×2年
	契約締結日	令和5年3月15日
	契約期間	令和5年4月1日 ~ 令和7年3月31日
	契約の相手	千葉県木更津市新田三丁目1番24号 有限会社レストランかねだ
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	□ 財産の買入れ □ 物件の借入 ■ 2号「その性質又 不動産の買入れる要な物品の売払いる □ 3号「障害者支援 シルバー人材センター □ 4号「新規事業分 新たな事業分野の	の請負 130万円以下 □ 財産の売払い 30万円以下 80万円以下 □ 物件の貸付け 30万円以下 40万円以下 □ その他のもの 50万円以下 は目的が競争入札に適さないもの」 又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき 施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、ター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は 開拓事業者から新役務の提供を受けるとき
	□ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	□ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	□ 8号 競争入札に	こ付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき
7)	□ 9号 落札者が勢	2約を締結しないとき

随意契約理由

本案件の目的を達するため、提供される弁当の栄養価、軟飯や刻み食、服薬やアレルギーによる禁忌など、各々の高齢者に合った弁当の提供の可否、緊急事態が生じた際の対応能力など、契約金額の多寡のみならず、多角的な視点においてサービスを評価することを目的に、プロポーザル方式を実施した。これについて、高齢者に適した弁当の栄養価や使用される具材の品質、緊急連絡時の管理体制など、有限会社レストランかねだが本業務に最も適格であると認められたことから、当該業者との契約を締結するものである。